

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
株式会社DTL	総務課	谷 健一郎	大阪府	卸売業, 小売業	https://dtl.ne.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	
-------	--

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
3	B ④	下請取引の適正化	運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
4	C ①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
5	D ①	荷役作業時の安全対策	荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
6	E ①	宅配便の再配達削減への協力	配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。

PR欄	<p>取引における相互尊重と合理的な要求に関する宣言書。 弊社は、物流業界において取引を行う際、相互の尊重と合理的な要求を重視しています。この取り組みは、信頼と誠実さを基盤とし、健全な取引関係を築くための基本となります。</p> <p>相互尊重: 私たちはお互いの立場や意見を尊重し、公正で誠実な取引を行います。 円滑な意思疎通を促進し、協力関係を構築するために努めます。</p> <p>合理的な要求: 取引における要求は実現可能な合理的なものとし、双方が実りある取引を実現します。 不合理な要求や圧力は行わず、合意のもとにお互いが成長できる取引を目指します。</p> <p>協力と誠実なコミュニケーション: 問題解決には協力し、誠実なコミュニケーションを図り、最善の解決策を見つけます。 透明性と誠実さを大切にし、問題解決に向けて積極的に取り組みます。</p> <p>遵守と改善: 取引のルールや方針に基づき、定期的な改善を行い、双方の成長を促進します。 持続的な成長を目指し、健全な取引関係を築くために努力します。 この取り組みは、双方の合意と信頼に基づいており、双方が相互の利益を尊重し、持続可能な関係を築くためのものです。</p>
-----	---